

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、千葉県国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

＜資料編1-20 千葉県国土強靱化地域計画の概要＞

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。

また、これらの取組みの推進に当たっては、感染症への対策を講じていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、県域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。